

十日町市監査委員公表第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和5年10月30日

十日町市監査委員 水落 雅史
十日町市監査委員 高橋 俊一

監査結果報告

1 監査対象

株式会社 あいポート仙田

管理施設名 仙田体験交流館（雪室・仙田農村公園・河川公園・ポケットパークを含む）

2 監査の着眼点

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が交付等の目的に沿って、適正かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施した。

3 監査の主な実施内容

会計帳簿・証拠書類との照合のほか、関係者の説明を聴取した。

4 監査の実施場所及び期間

実施場所 十日町市監査委員事務局事務室及び仙田体験交流館

予備監査 令和5年9月5日から令和5年10月6日

本監査 令和5年10月10日

5 監査の結果

出納、その他の事務について監査をした結果、おおむね適正に行われていた。

なお、一部改善すべき点が認められたので、事務処理の適正化に一層努力されたい。

6 意見

・指定管理委託業務会計と本社会計の区別がつくように、帳簿の整備を行うこと。

今後も地域の資源である豊かな里山の自然や施設を活用し、更なる地域振興及び活性化に貢献することを期待する。